

そして目録がもつ研究上の情報源としての価値等を適確に把握し、この目的に沿った規準を作成することから作業が出発する。ここに述べた内容は一率に特定主題の目録作成上規範になるものではないが、はじめに述べたように特定主題の目録作成上の一つの考え方として、現在早急に解決すべ

き問題を明確にするため一文にまとめたものである。(1971.10.7)

なお、この目録は、まもなく上に述べた諸問題を解決し、刊行される予定であることを付言する。

教育学部図書掛長 辻 武夫

「竹田蔵書」の受贈

— 法学部図書室 —

本コレクションは、商法学の権威として高名な本学名誉教授故竹田省先生(1890～1954)が愛蔵されたものであって、このたび御遺族竹田準二郎氏の御厚意により、法学部に寄贈されたものである。

コレクションは、商法学関係の図書ばかりでな

く、法令書、判例書、その他一般図書も含まれており、その数は和漢書956部、洋書295部、合計約1,250部にのぼる。

法学部図書室では、現在これらの図書を書庫内に別置き整理中であるが、整理完了の暁には一般蔵書として配架し、利用に供する予定である。

学生用図書の選書の仕組みについて

従来、附属図書館が学生用の一般図書を購入する予算は不十分なものであったが、昭和50年度に、文部省から「学生用図書購入費」(大学院生用を含む。)と指定して大学へ配当される予算が大幅に増大し、この図書費の運用についての全学的な対応の必要とともに、附属図書館(中央館)の蔵書構成の再検討、選書体制の整備等の問題への対処を迫られることになった。

学生用図書購入費の運用については、全学的立場に立って運用計画の策定の衝に当たること特に留意している。いうまでもなく、「附属図書館の重要事項を審議するため」に置かれている「附属図書館商議会」(各学部長を含む。)で審議され、商議会においてこの運用の基本方針が決定された。本年度もほぼ前年度試行の方式が継続されたので、その現状をお知らせして御理解と御協力をお願いしたい次第である。

まず商議会において全学的視野で決定された基本方針は次のとおりである。予算の執行事務は附属図書館で一元的に処理するのであるが(教養部を除く。)、選書と配置の基本問題については、能力・収書事情等も勘案し、総予算枠の約半分は各部局で必要と考える学生用基本図書の選書にゆだねるものとし、部局長に依頼して各部局の選書委員会(教官組織。名称、体制は部局により異同がある。)が選定したリストを附属図書館へ提出してもらい、一括購入する。その図書は、中央館に配置することが原則ではあるが、遠隔地等の実情に応じその一部は当該部局の図書館(室)に配置してもよい。予算枠の残る半分は附属図書館で選書し、同館に配置するが、その約半分は、各分野に共通して利用されるような高額図書(例えば自然科学系の大型書誌、人文社会科学系の叢書・大型資料など)に当て、残る半分の枠では学生の学